

◆◆住宅用火災警報器の設置はおすすめですか？◆◆

秋田県では、平成23年5月31日までに「住宅用火災警報器」を設置しなければなりません。設置対象となる場所は「寝室」ですが、2階に寝室がある場合は「階段」も設置対象となります。一戸建てにお住まいのお客さまについては、2個～5個以上必要となる場合があります。

今一度、お客さまのお住まいに必要な火災警報器の数をお確かめしてはいかがでしょうか？ご要望があれば当社で確認に伺いますので、ご遠慮なくご相談ください！

なお、当社でも住宅用火災警報器を取扱いしております。ご注文から設置まで、責任をもって対応させていただきます。

火のないところからも火災は発生しております！法律で義務化されたからというだけでなく、万が一の時、自分自身そして大切なご家族を守るためにもぜひこの機会にご検討いただくようお願い申し上げます。

住宅用火災警報器 **火報くん**[®]
SA-262E / SA-265E (壁掛・天井付兼用)



税込特価 ¥4,000



煙感知式
自動試験機能付
音声警報・電池式
電池寿命約10年
日本消防検定協会鑑定品
NSマーク付
新コスモス社製

※月々のガス料金と一緒に口座引落もできます。
分割払いも承りますのでお気軽にご相談ください。

湖東ガス株式会社

潟上市昭和豊川竜毛字下齊藤田64
TEL 018-877-2226